

2023年10月23日

JAバンクあいち

適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応について

2023年10月1日から適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されています。JAバンクあいちを構成する以下記載のJAおよび愛知県信用農業協同組合連合会、ならびに農林中央金庫は適格請求書発行事業者としての登録を行い、同制度への対応を実施しています。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

金融機関名	適格請求書発行事業者登録番号
なごや農業協同組合	T2180005002914
天白信用農業協同組合	T6180005002910
緑信用農業協同組合	T9180005002916
あいち尾東農業協同組合	T7180005007339
尾張中央農業協同組合	T9180005008574
西春日井農業協同組合	T4180005004693
あいち知多農業協同組合	T7180005011852
愛知北農業協同組合	T1180005011189
愛知西農業協同組合	T7180005010342
あいち海部農業協同組合	T5180005013909
海部東農業協同組合	T9180005013574
あいち中央農業協同組合	T2180305004577
西三河農業協同組合	T2180305007274
あいち三河農業協同組合	T2180305000023
あいち豊田農業協同組合	T5180305005440
愛知東農業協同組合	T1180305007382
ひまわり農業協同組合	T7180305003608
蒲郡市農業協同組合	T8180305004027
愛知みなみ農業協同組合	T1180305003225
豊橋農業協同組合	T8180305002179
愛知県信用農業協同組合連合会	T3180005002896
農林中央金庫	T2010005004002

（国税庁ウェブサイトからもご確認いただけます。）

2. インボイス制度対応について

【共通項目】

JAバンクあいちにおきましては、以下のとおりインボイス制度への対応を実施しています。

・各種お取引における消費税インボイス制度の基本的な対応

各種お取引時において、お客さまに適格請求書をお渡しいたします。そのため、現在の様式から端末印字や記載内容が順次変更されることにご留意ください。なお、一部のお取引については、適格請求書を対象のお客様に郵送もしくはE-mailにて送付させていただくことがございますので、大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

【任意項目】

・各種お取引における適格請求書

各種お取引のうち、消費税が発生するお取引が対象となります。

お取引	適格請求書として保管いただく書類
窓口でのお手続	手数料受取書
ATM	－（※1）
JA ネットバンク	領収書（ご希望のお客様にのみお渡しいたします）
法人ネットバンク （即納）	通帳等（※2）、利用規定、手数料一覧表
残高証明書の定例発行	通帳等（※2）、手数料一覧表
口座振替等のその他のお取引	お取引に応じて、お取引 JA、信連、農林中央金庫から適格請求書を適宜郵送もしくは E-mail にて送付（登録番号が記載された書類が発送されます） 請求書、ならびにお取引の内容についてはお取引金融機関にお問合せください

（※1）ATM でのお取引につきましては、適格請求書の発行義務が免除される自動販売機特例の対象となることから、適格請求書の発行はいたしませんのであらかじめご了承ください。（お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。）

（※2）お客様において手数料が引き落としされた取引明細（取引年月日、対価の額（税抜きまたは税込み）、および書類の交付を受ける事業者の氏名または名称が記載されたもの）を確認できるお取引の媒体を想定しております。

3. お問い合わせ

JAバンクあいちの各種インボイス制度に関するご不明点につきましては、お取引先のJA・信連までお問い合わせください。

(参考)

適格請求書保存方式に係る制度概要については、国税庁ウェブサイトをご確認ください。